

香取広域市町村圏事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

令和6年2月16日

条例第2号

職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第8号）の全部を改正する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定による職務に専念する義務の特例については、香取市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成18年香取市条例第30号）の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。